

## 農地中間管理事業説明会

### 人・農地プラン集落座談会

農地中間管理事業は、経営規模を縮小する「出し手農家等」から農地中間管理機構(公益社団法人あおもり農林業支援センター)が農地を借入れ、一定要件のもと規模拡大を目指す「受け手農家」にまとまった農地を貸し付ける事業です。今回、人・農地プランによる地域内の農家の話し合いに基づく貸借も、機構を通して貸借できることになりましたので、ぜひご参加ください。

青年就農給付金、スーパール資金の5年間無利子貸付金、農業機械を導入する際の補助金(経営体育成支援事業)を申請予定の方も、お気軽にご参加ください。

| 開催日時・場所                              | 対象地域(お住まいの所)・対象農地(農地・農場のある所)  |
|--------------------------------------|---|
| 10月13日(火) 18時<br>中央公民館 3階 第1研修室      | 五所川原全地域<br>(五所川原東地域を除く)   |
| 10月14日(水) 18時<br>金木公民館1階 大会議室        | 金木全地域   |
| 10月15日(木) 18時<br>市浦コミュニティセンター式場      | 市浦全地域   |
| 10月16日(金) 18時<br>長橋コミュニティセンター<br>大広間 | 五所川原東地域 戸沢・石田坂・若山・松野木・福岡・富耕・神山・野里・福山・豊成・依元・原子・羽野木沢・持子沢・高野・前田野目・野崎・杉派立 |

### 農地の借受希望者の募集と農地の貸付希望者を受付しています 〜農地中間管理事業で有利に規模拡大を〜

受け手の応募用紙は、公益社団法人あおもり農林業支援センターHP (<http://www.aomor-norin.jp/>) からダウンロードまたは農林水産課、各総合支所産業建設係で入手してください。また、農地を機構に貸したい希望者も受付しています。

\*農地中間管理事業については、あおもり地域支援センター(TEL 017(773)3131)または農林水産課(内線2515)へ、人・農地プランは農林水産課までお問い合わせください。

### 〜子育て世帯の移住を応援〜

### 移住した子育て世帯に対する

### 家賃補助申請を募集します(後期募集)

市では、市外在住の子育て世帯の移住を応援するため、一定の要件を満たし、定住を目的として市に転入した子育て世帯に家賃の一部を助成しています。

**交付内容**：補助金月額は、実質家賃負担額(家賃月額ー住宅手当等)の2分の1の額で上限は2万円。最長で24カ月間交付。

**対象となる住まい**：自己の居住に用いる市内の民間賃貸住宅(アパート・貸家等)

\*公営住宅、給与住宅、特定公共賃貸住宅および第3者の契約に基づく住宅等は除きます。

**対象者**(次の全てを満たす方)

- ①中学生以下の子どもを扶養し、世帯員全員が当市に住所を有する方
- ②平成27年3月1日以降に市に定住することを目的に転入し、市内民間賃貸住宅に入居した方
- ③申請日において転入日から1年以内である方(市から転出後3年以内に再度転入した方は除きます)
- ④他の公的賃貸補助等を受けていない方
- ⑤自治会に加入している方
- ⑥家賃および市税等を滞納していない方
- ⑦暴力団員でない、または暴力団の利益にならないと認められる、もしくはそのおそれがないと認められる方

### 申請方法

申請書類など必要書類とともに、企画課までお持ちください。申請書様式等は企画課または市HPから入手できます。

**申請受付期間**：10月1日(木)〜平成28年3月31日(木)

\*後期募集は、平成28年度予算の成立が前提となりますので、ご了承ください。

\*申請が予算額を上回る場合は、抽選により交付決定します。

**申込先**：企画課 内線2154

## 稲わらの有効利用に

### ご協力を

### 〜きれいな空でおいしいお米〜

稲刈りの時期は、一年のうちでも大気が安定しており、放射冷却等の影響により上空では対流が発生せず、汚染物質が拡散しにくい状態になっているとされています。

そのため、この時期に行われている稲わら・もみ殻の野焼きにより発生するばい煙は、煙害となり周辺の生活環境に多大な影響を及ぼすこととなります。

このばい煙による主な影響として、健康被害(目や喉の痛み、頭痛、ぜんそく等の症状)、交通障害(前方の信号機等が見えない視界不良)、生活環境被害(洗濯物が干せない、換気ができない等)があります。

また、観光や商業活動への影響に加えて生産者や農産物に対するマイナスイメージとなることが懸念されます。

平成22年、県議会において「青森県稲わらの有効利用の促進および焼却防止に関する条例」が可決されました。これにより、農業者は稲わらを有効に利用し、焼却などの処分を行わないよう努めることとされています。

生産者の皆さんは、稲わら・もみ殻の有効利用に努め、野焼きを行わないようご協力をお願いします。

**問**：農林水産課 内線2522